

出雲市監査委員告示 第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成28年6月13日に、出雲市長から平成26年度行政監査に対する改善措置の通知がありましたので、同条項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年(2016) 6月 15日

出雲市監査委員 周 藤 滋  
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一  
出雲市監査委員 多々納 剛 人

財 政 第 6 7 号

平成28年(2016)6月13日

出雲市監査委員 様

出雲市長 長 岡 秀 人

平成26年度行政監査に係る改善措置について（通知）

平成27年（2015）2月9日付け監査第119号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

平成26年度行政監査に対する改善措置の状況

| 通し番号 | 監査実施年度 | 監査通知年月日 | 監査文書番号  | 監査種別 | 監査対象 | 監査結果   | 措置の状況  | 回答担当部 | 担当課     |
|------|--------|---------|---------|------|------|--|--|-------|---------|
| 1    | 26     | H27.2.9 | 監査第119号 | 行政監査 | 全体   | マリントラソ出雲のPCサーバと出雲国際交流会館交流棟のピアノについて、IPK(出雲市内情報システム)の備品管理システムの所管替の手續(出雲市物品管理規則第7条第1項)を実施されたい。  | マリントラソ出雲のPCサーバについては、平成26年11月13日付けで観光交流推進課に所管替済みです。<br>出雲国際交流会館交流棟のピアノについては、平成22年3月31日付けで組織変更に伴い既に所管替済み(文化企画部国際交流課⇒総合政策部政策企画課)です。 | 総合政策部 | 政策企画課   |
| 2    | 26     | H27.2.9 | 監査第119号 | 行政監査 | 全体   | 移動通信用無線設備について、広報情報課と佐田支所及び平田支所間の所管替の手續(出雲市物品管理規則第7条第1項)を速やかに実施されたい。あわせて、所在場所についても現在佐田支所所管の黒山、窪田基地と同様、実際に所在する基地名を登録されたい。  | 広報情報課と佐田支所及び平田支所間の所管替の手續を実施しました。<br>所在場所について、実際に所在する基地名を登録しました。  | 総合政策部 | 広報情報課   |
| 3    | 26     | H27.2.9 | 監査第119号 | 行政監査 | 全体   | 多伎支所市民サービス課所管の歯科用移動診療機器は市の備品が歯科医院で管理され、特別養護老人ホーム、老人保健施設、及び県立病院等への往診時の治療に使用されているという特異なケースである。重要備品登録や標示等適切に行い、適正な管理、活用に努められたい。   | 保健師による大野歯科への定期訪問時に備品確認を行っています。   | 多伎支所  | 市民サービス課 |
| 4    | 26     | H27.2.9 | 監査第119号 | 行政監査 | 全体   | 講演会等で聴覚障がい者の方の聞こえを補助するための機器である赤外線放送システムについては、それに替わる機器が設置されたために現在は使用されていない。このシステムは購入後、13年余りが経過しており、今後、他の施設でも使用できないということであれば、備品の返納(出雲市物品管理規則第8条第1項)を検討されたい。                                  | 平成27年2月23日に備品の返納手續を行いました。  | 健康福祉部 | 福祉推進課   |
| 5    | 26     | H27.2.9 | 監査第119号 | 行政監査 | 全体   | 南部福祉センターの特殊浴槽は、現在使用されておらず、設置から15年が経過している。廃棄する方針であれば、速やかに備品の返納の手續(出雲市物品管理規則第8条第1項)を実施されたい。  | 平成28年3月10日に備品の返納手續を行いました。  | 健康福祉部 | 高齢者福祉課  |
| 6    | 26     | H27.2.9 | 監査第119号 | 行政監査 | 全体   | 不用となったレッドミル1台は、速やかに備品の返納の手續(出雲市物品管理規則第8条第1項)を実施されたい。   | 平成27年4月10日に備品の返納手續を行いました。  | 健康福祉部 | 健康増進課   |
| 7    | 26     | H27.2.9 | 監査第119号 | 行政監査 | 全体   | 旧庁舎にあったスライド式書架については、旧庁舎解体撤去時に処分されているが、未だ重要備品として登録されている。速やかに備品の返納の手續(出雲市物品管理規則第8条第1項)を実施されたい。   | 平成27年3月5日に備品の返納手續を行いました。   | 健康福祉部 | 市民課     |
| 8    | 26     | H27.2.9 | 監査第119号 | 行政監査 | 全体   | 出雲ドームクラブハウスのフィットネス業務ソフトは体力測定用の備品であるが、その用途ではなく、入退室管理にのみ使用されており、機能が充分活用されていない。その活用方法等再度検討されたい。また、これは6種類あり、個別には100万円に満たないため通常備品として登録してあるとのことだが、そうであれば高額備品基礎表にあげる必要はなかったと考えられる。                | フィットネス業務ソフトについては、故障し体力測定機能を喪失しているため、入退室管理機能のみ使用しています。また、高額備品基礎表については、監査の指摘を受け、同表から当業務用ソフトを削除しています。                               | 市民文化部 | 文化スポーツ課 |
| 9    | 26     | H27.2.9 | 監査第119号 | 行政監査 | 全体   | 騒音振動測定装置は、壊れた部分があり検査が合格しないため現在使用されていないとのことだが、修理して使用するか、別の計測器もあるので備品の返納の手續(出雲市物品管理規則第8条第1項)を行うのが速やかに検討されたい。<br>また、チップシュレッダーも現在稼働していない。今後の用途について検討され、不用であれば備品の返納の手續(出雲市物品管理規則第8条第1項)を実施されたい。 | 騒音振動測定装置は、別の計測器を使い利用していないため、平成27年6月10日に返納の手續を行いました。<br>また、チップシュレッダーは、斐川公園の樹木管理に使用するため、平成27年3月9日に都市建設部都市計画課に所管替えを実施しました。          | 経済環境部 | 環境政策課   |
| 10   | 26     | H27.2.9 | 監査第119号 | 行政監査 | 全体   | 馬木古志地区処理場にある工事用ファイバースコープは、現在は請負業者が検査用具を準備しているため使用していないとのことである。他で使用することの可能性を検討され、不用であれば備品の返納の手續(出雲市物品管理規則第8条第1項)を実施されたい。  | 当該備品は不用と判断し、平成27年2月16日に備品の返納手續を行いました。  | 上下水道局 | 下水道管理課  |
| 11   | 26     | H27.2.9 | 監査第119号 | 行政監査 | 全体   | 所管の金杯は、金額、取得日、受入事由等が不明とのことである。所有の必要性がなければ、備品の返納(出雲市物品管理規則第8条第1項)を検討されたい。   | 平成27年2月3日に備品の返納手續を行いました。   | 会計管理者 | 出納室     |